

京都市中規模小売店舗設置指導要綱の手引

平成25年4月
(令和4年7月改訂)
京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

目次

○ 京都市中規模小売店舗設置指導要綱の手引き	
1. 届出対象者	2
2. 手続きの基本的な流れ	2
3. 事前協議について	3
4. 届出書等作成時について	3
5. 届出後について	4
6. 助言・指導について	4
7. その他	4
○ 中規模小売店舗設置届出書(様式例)〈第1号様式〉	5
○ 中規模小売店舗出店計画届出書(様式例)〈第2号様式〉	7
○ 計画変更届出書(様式例)〈第3号様式〉	8
○ 既存中規模小売店舗計画変更届出書(様式例)〈第4号様式〉	9
○ 中規模小売店舗変更報告書	11
○ 別紙1〈標識(新設)〉	12
○ 別紙2〈標識(変更)〉	13
○ 別紙3〈中規模小売店舗出店報告書〉	14
○ 別紙4〈誓約書〉	15
○ 別紙5〈中規模小売店舗廃止報告書〉	16
○ 京都市中規模小売店舗設置指導要綱届出 添付図面等作成上の注意点メモ	17
〈参考〉	
○ 京都市中規模小売店舗設置指導要綱	

京都市中規模小売店舗設置指導要綱の手引

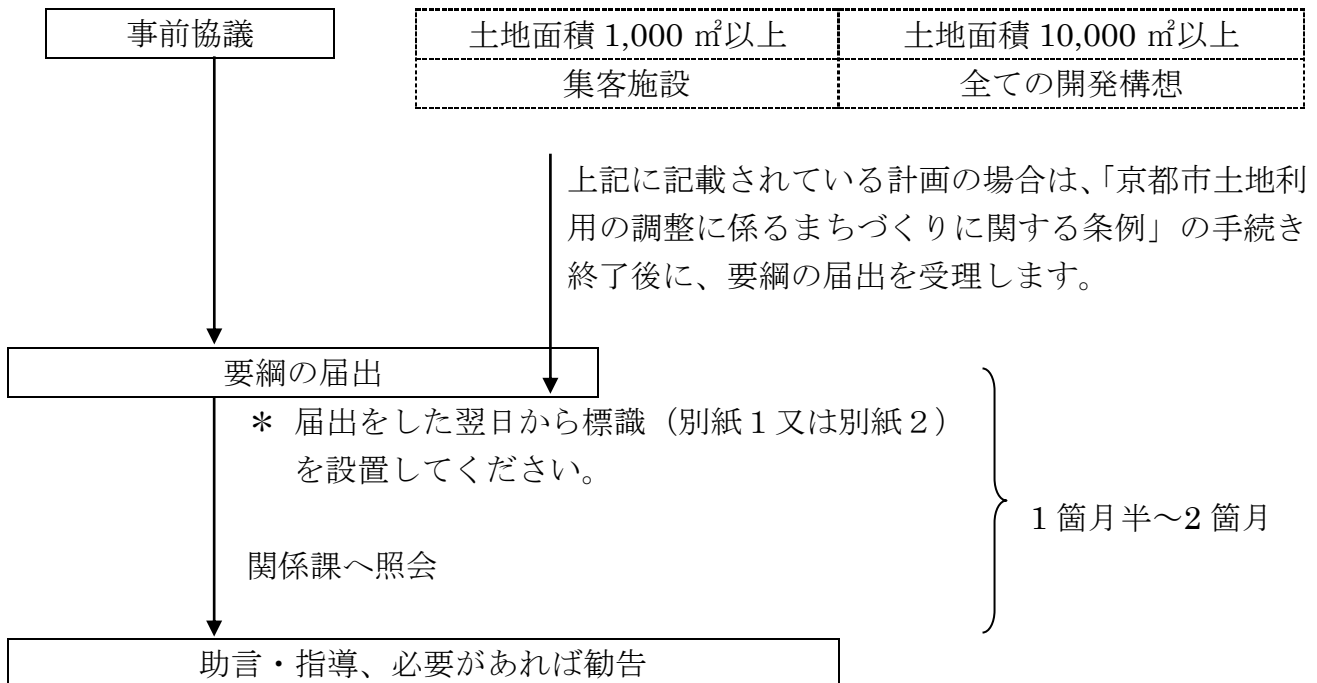
* 以下の手引は、京都市中規模小売店舗設置指導要綱（以下、「要綱」という。）に関する補足説明になっていますので、要綱を参照の上、お読みください。

1. 届出対象者（要綱第4条第1項、第2項）

- ・ 中規模小売店舗を新設しようとする者（小売店舗の店舗面積を増加することにより当該店舗面積の合計を 400 m²以上 1,000 m²以下とする者及び既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗とする場合を含む。以下「設置者」という。）
- ・ 中規模小売店舗において新たに、又は店舗面積を増加して小売業を行おうとする者（小売店舗の店舗面積を増加することにより、当該店舗面積の合計を 400 m²以上 1,000 m²以下とする者及び既存の建物の全部又は一部の用途を変更することにより中規模小売店舗とする者を含む。以下「出店者」という。）

2. 手続きの基本的な流れ

(要綱の手続きの流れ) (京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例手続き)
<地域企業イノベーション推進室> <都市計画課>



* 助言・指導を行う際には、設置者又は実質の運営主体の方がお越しくください。

* 要綱の手続きが終了後、建築確認申請の協議済印を押印します。

3. 事前協議について

(届出前)

- ・ 「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」が必要な届出の場合は、本条例の手続き終了後、要綱の届出を受理しますので、御注意ください。なお、まちづくり条例手続中でも届出に関する事前協議は可能です。
- ・ 通常、建築確認申請予定日等の3箇月前までに、届出を行ってください。本届出の変更を行う場合は、変更する日の1箇月前までに届出を行ってください。

4. 届出書等作成時について

(中規模小売店舗設置届出書<第1号様式>：設置者（建物所有者）)

- ・ 本様式は、当該建物に400㎡以上1,000㎡以下の物販店舗を有するときに、設置者が届出してください。
- ・ 各階の「小売商業施設のその他の欄」には、物販店舗に付随する施設（トイレ、階段、エスカレーター、エレベーター、事務所、倉庫、休憩室、食堂等）を記入してください。
- ・ 付属施設には、物販店舗以外の施設（飲食店、遊戯場等）を記入してください。
- ・ なお、計画については、関係法令・条例等を遵守した内容で作成してください。
来客用駐車場：設置されない場合は、理由と来店車両への対策を記入してください。
来客用駐輪場：「京都市自転車等放置防止条例」に基づく付置義務台数。
荷さばき施設：荷さばき施設は必ず設置してください。

(中規模小売店舗出店計画届出書<第2号様式>：出店者（小売事業者）)

- ・ 1店舗の物販面積が400㎡以上の出店者は届出が必要となりますので、出店者が2社とも400㎡以上場合は、各出店者が届出してください。
- ・ 1店舗の物販面積が400㎡未満の出店者は、第2号様式の届出は不要ですが、別途報告書（別紙3：中規模小売店舗出店報告書）の提出をしてください。
- ・ 出店者が未定の場合は、設置者名で別途書式（別紙4：誓約書）の提出をしてください。後日、出店者が確定した場合は、「第2号様式」の届出又は「別紙3」を提出してください。

(計画変更届出書<第3号様式>：設置者又は出店者)

- ・ 本様式は、平成12年6月1日以降に、第1号様式及び第2号様式を届出した設置者及び出店者が、届出事項を変更する時に届出してください。
- ・ 変更箇所がわかるように、変更前・変更後の図面を添付してください。

(既存中規模小売店舗計画変更届出書<第4号様式>：設置者又は出店者)

- ・ 本様式は、平成12年6月1日以前に、「大規模小売店舗法」（500㎡～1,000㎡）及び「京都市における商業施設の設置に関する指導要綱」を届出した設置者及び出店者が、届出事項を変更する時に届出してください。
- ・ 変更箇所がわかるように、変更前・変更後の図面を添付してください。

(中規模小売店舗変更報告書：設置者)

- ・ 本報告書は、第1号様式及び第2号様式を届出した設置者が、要綱第6条第4項に記載している内容の変更を行うときに遅滞なく報告ください。

<要綱第6条第4項の記載内容>

- (1) 中規模小売店舗の名称
- (2) 設置者
- (3) 出店者

(地域・社会貢献計画書：設置者)

- ・ 本計画書は、新規に出店する中規模小売店舗又は既設の店舗のうち、要綱第6条第1項の規定による変更の届出を行う場合に、要綱に基づく届出と併せて提出してください。計画書の作成に当たっては、「小売店における地域・社会貢献推進の手引」を御確認ください。

5. 届出後について

- ・ 要綱の届出後に変更が生じた場合は、速やかに御連絡ください。変更内容によっては、取下げになる可能性もあります。
- ・ 周辺の住民から説明会等を求められたときには、行うよう努めてください。
- ・ 届出内容を記した標識（別紙1又は別紙2）を届出日の翌日から設置してください。

6. 助言・指導について

- ・ 要綱の届出があった後に、届出書類を関係課に照会します。回答された内容を意見集約し、設置者又は実質の運営主体の方に助言・指導します。
- ・ 助言・指導は当該建物の運営等に対する内容となるため、設置者又は実質の運営主体の方がお越しくください。

7. その他

(建築確認申請手続き)

- ・ 要綱の手続きが終了後、協議済印を押印します。提出資料については以下のとおり。
 - ① 建築確認申請書第1～5面の写し
 - ② 各階店舗平面図（店舗部分をマーカーし、面積を記載してください。）
 - ③ 位置図（該当建築物をマーカーしてください。）
 - ④ 立面図

(HPへの掲載)

- ・ 本届出事項は、市民の皆様に周知するため、地域企業イノベーション推進室のHP上に掲載します。

(中規模小売店舗の廃止)

- ・ 中規模小売店舗を廃止する場合は、別途報告書（別紙5：中規模小売店舗廃止報告書）の提出をしてください。